

28監特第68号
平成29年2月10日

(請求人様)

名古屋市監査委員	中川貴元
同	小川としゆき
同	黒川和博
同	橋本博孔

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成29年1月26日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結論

本件住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理由

本件住民監査請求は、財政局が封書により郵送した行政文書公開決定等期間延長通知書（平成29年1月6日付）について、他局は普通郵便でやっているのに、特別料金が必要な特定記録にて通知文を送付した行為は過剰な対応であると主張し、差額である160円の返還を求めるものである。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるよう個別的、具体的に掲示しなければならないとされている。また、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に掲示していな

ければならないとされている。

さらに、住民監査請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為等と同一の行為等を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないとされており、その趣旨は、監査委員が監査請求の対象とされた当該行為等につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているのではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからとされている。

名古屋市監査委員は、平成 27 年 12 月 18 日付平成 27 年監査公表第 9 号において、同一請求人が先に住民監査請求の対象とした封書の郵送に関して既に判断を示したところであるが、本件住民監査請求は、行為者は異なるものの、郵送方法の適否について同一の理由により重ねて請求を行うものであり、実質的に同一の監査請求と解されることから、これを別個の監査請求と認めることはできない。

なお、平成 27 年監査公表第 9 号において、市の執行機関には、行政目的の決定及び同目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められており、裁量権の逸脱濫用があったと認められない場合は不当とは言えないとの判断を示しているところ、本件住民監査請求は、裁量権の逸脱濫用があることを示しているとは言えないことから、違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本件は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)